

四日市市選管規則第2号

四日市市選挙管理委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月3日

四日市市選挙管理委員会委員長 市橋 愛爾

四日市市選挙管理委員会規則の一部を改正する規則

四日市市選挙管理委員会規則（昭和41年四日市市選管規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第19条 事務局長の専決事項は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>委員長の権限に属する事務に係る事務局長の専決事項は、四日市市事務専決規程(昭和35年四日市市訓令甲第7号。以下、この条及び次条において「規程」という。)別表第1に定める〔1〕一般的な事項に係る副市長専決区分に掲げる事項に関すること及び規程別表第1に定める〔2〕人事に関する事項に係る部長専決区分に掲げる事項に関することとする。</u></p> <p>(2) <u>市長の権限に属する事務を補助</u></p>	<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第19条 事務局長の専決事項は、<u>四日市市事務専決規程(昭和35年四日市市訓令甲第7号。以下、この条及び次条において「規程」という。)別表第1に定める〔1〕一般的な事項に係る副市長専決区分に掲げる事項に関すること及び規程別表第1に定める〔2〕人事に関する事項に係る部長専決区分に掲げる事項に関することとする。</u></p>

執行する場合における事務局長の専
決事項は、規程別表第1に定める〔3〕
財務に関する事項に係る部長専決区
分に掲げる事項に関することとする。

(事務局次長の専決事項)

第20条 事務局次長の専決事項は、次
のとおりとする。

(1) 委員長の権限に属する事務に係る
事務局次長の専決事項は、規程別表第
1に定める〔1〕一般的な事項に係る部
長専決区分に掲げる事項に関するこ
と及び規程別表第1に定める〔2〕人事
に関する事項に係る課長専決区分に
掲げる事項に関することとする。

(2) 市長の権限に属する事務を補助執行
する場合における事務局次長の専決
事項は、規程別表第1に定める〔3〕財
務に関する事項に係る課長専決区分
に掲げる事項に関することとする。

(事務局次長の専決事項)

第20条 事務局次長の専決事項は、規
程別表第1に定める〔1〕一般的な事項に
係る部長専決区分に掲げる事項に関す
ること及び規程別表第1に定める〔2〕人
事に関する事項に係る課長専決区分に
掲げる事項に関することとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(選挙管理委員会事務局)